県建築課が総合評価基準

地域貢献、消防団員雇用も

技術者能力　資格から表彰実績に

県建築課は6日、21年度に実施予定の総合評価方式で、特別簡易型を対象とした建築一式工事の評価基準を公表した。ボランティア活動や消防団員の雇用に対する評価項目を新たに設け、地域貢献度に対する比重を高めるとともに、合計点は7点から10点に引き上げた。

（9面に評価基準）

地域貢献度に対する評価項目では、工事個所の市町村におけるボランティア実績等を重視。最高1・5点を加算する項目を新たに追加。20年度に特定していた住宅団地は、県住宅供給公社分譲中の団地内とし、住宅フェア参加や建売住宅の建設実績など、地域のまちづくりへの貢献度を評価、地域貢献度は最高4・5点を配点した。

配置予定技術者の能力は、従来の保有資格から同種工事の表彰実績に替えて評価。資格は入札参加の前提となることから、技術者表彰に価値を置き、九州内の国または県の同種工事を対象とした表彰実績に加算する。

21年度新たに実施する総合評価方式は、10～15件程度を予定。県の営繕事業では20年度に初めて実施し、2年目となる。20年度は建築一式9件、アスベスト除去5件のほか、簡易型1件の計15件を試行した。

志布志市の入札制度改革

最低価格　公契連モデル準用

志布志市は、3日発注分の建設工事から事後審査型条件付一般競争入札を導入するなど、入札制度改革に着手した。これに伴い、土木・建築工事では最低制限価格を設定。算定基準は、4月10日改正の中央公契連モデルを準用し、土木工事では上限が90％になる見通しだ。

市では、初期段階の改革と位置付け、郵便による事後審査型条件付一般競争入札を実施。設計金額130万円以上の工事を対象（災害復旧等の緊急施工を除く）とした。

また、最低制限価格の運用については、今年4月に改正した中央公契連モデルの算定式を準用。開札直前に市が求める独自の任意率に、基準額を乗じて算出することにしている。

これにより、土木と建築で算定式は異なるものの、土木の同価格について、9割以上の工事について、設計額300万円以上の工事について、積算内訳書の提出を求めるほか、請負契約案件に係る前金払対象金額を現行の500万円以上から、時限措置として300万円以上に引き下げた。対象は21年度中に契約締結される案件、または工期が50日以上であることが条件となっている。

薩摩川内市の電子入札

コンサル4業種で移行

薩摩川内市は4日、建設コンサルタント業務のうち、土木・建築・測量・補償の指名競争入札について、9月1日以降の指名通知分から順次、電子入札に移行することを発表した。

市契約検査課では、昨年7月に発表した20・21年度局市建設工事入札参加資格を有し、格付けを行っている建設コンサルタントの4業種で、ICカード登録完了業者がほぼ100％に達したことから、電子入札の移行に踏み切ることを決めた。

今後、電子による指名通知分から順次開始し、紙入札との併用は行わない。その他についても、ICカードの登録状況が整い次第、電子入札への移行を推進していきたい考えだ。

問い合わせは、同市契約検査課契約グループ（☎0996・23・5111、内線3821）まで。

「下請取引等実態調査」に着手

労務費相当分や賃金など

国交省

国土交通省は、元請け・下請け取引の適正化を目的とする21年度「下請取引等実態調査」に着手した。調査対象は、全国の建設業者約2万800者で、元請け業者と一次下請け業者の取引状況に加え、一次下請け業者と二次下請け業者や二次下請け業者と三次下請け業者といった「下下間の取引状況」を調査。また景気低迷が下請け業者へのしわ寄せにつながっていないかを把握するため、主要職種の元下間・下下間取り引きについて労務費相当分の単価や労働者に支払った賃金などを新たに調べる。

調査結果は11月にも公表する。

実態調査は大臣許可業者約30000者、知事許可業者約2万5000者が対象で、18年7月1日から21年6月30日までの建設業許可業者との取引状況について、元請け業者・下請け業者それぞれの立場での回答を求める。

元請け業者に対しては、▽下請け代金の決定方法▽下請け業者との契約締結方法▽下請け業者との契約で定めている条項▽下請け業者との追加・変更契約方法▽下請け代金を支払うまでの期間・支払手段▽施工体制台帳作成の有無▽発注者（施主）からの不当なしわ寄せの有無－などを尋ねる。

一方、下請け業者は元請け業者と同様の項目に加えて、不適正な取引によって赤字になるなど、不当なしわ寄せを受けた工事の元請け業者名と工事件名、当該工事の発注者名なども記入してもらう。

さらに20年4月～9月の間に建設工事を請け負い下請け業者に発注した実績のある者に対し、▽発注者や元請け業者と下請け業者の立場で回答。

加えて、不適正な取引によって赤字になるなど、不当なしわ寄せを受けた工事の元請け業者名と工事件名、当該工事の発注者名なども記入してもらう。

さらに20年4月～9月の間に建設工事を請け負い下請け業者に発注した実績のある者に対し、▽発注者や元請け業者と契約締結した際の労務費相当分単価▽下請け業者に請け負わせた工事の労務費相当分単価▽実際に労働者に支払った賃金－などを尋ねる。

こうした調査を通じて発覚した不適切と思われる事例については立入検査を実施し、その実態を確認した場合は指導、勧告により元請け業者などに是正を求める。特に悪質な場合には行政処分を行う方針だ。

官公庁ランクアップ
コンピューターにて分析・検討指導致します。
建設業許可・経審・決算変更届・入札参加・社会雇用労災保険・産廃許可・在留手続外国人雇用管理・会社設立・各種助成金
事務手続代行 致します
行政書士・社会保険労務士
鹿島良事務所
TEL(099)257-7500(代)
FAX(099)257-7503
〒890-0056 鹿児島市下荒田4-14-33（鹿大水産学部裏）

忘れていませんか？
10月1日以降に引き渡される新築住宅には、「保険への加入」か「保証金の供託」による資力確保の義務が必須となります。
当センターでは、（財）住宅保証機構の住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」を取り扱っています。
保険による資力を確保する場合は、現場検査が必要となりますので、着工前に保険申込が必要です。
※既に着工し検査を受けられない住宅につきましてはお問い合わせ下さい。
確認申請・住宅性能評価・まもりすまい保険・フラット35適合証明・長期優良住宅技術的審査の受付を1つの窓口で出来るワンストップサービスをご利用ください。
問い合わせ
公正 誠実 迅速
www.kjc.or.jp
財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
鹿児島市新屋敷町16番228号（公社ビル内）
TEL 099-224-4548（審査部直通）
FAX 099-226-3963